

## 社会福祉法人蓬萊会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
- 2 内容

目標1：女性職員に対し、産前産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を実施します。

### <対策>

- ・平成30年4月～ 朝礼等の場において、既に設置済みの相談窓口制度の周知を図る
- ・平成30年9月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成31年4月～ 法人の独自の取り組みによる諸制度も含めた各種制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：平成30年4月1日から、1か月以内の変形労働時間制における公休数を5日間増やすことにより、今後の年次有給休暇の取得日数の減少が見込まれるため、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間5日以上とする目標を掲げます。

### <対策>

- ・平成31年4月～ 公休数増加後の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・平成31年9月～ 法人内広報誌等で有給休暇取得促進キャンペーンを行う